

資料 3 - 2

平成 29 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況（案）

平成 30 年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成 29 年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進.....	10
(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	11
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	11
ア 国有林野の機能類型区分	11
イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施	15
② 路網の整備	17
③ 治山事業の実施	19
④ 地球温暖化対策の推進	23
⑤ 生物多様性の保全	27
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献.....	29
① 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	29
② 林業事業者の育成	33
③ 民有林と連携した施業の推進	35
④ 森林・林業技術者等の育成	37
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	39
(3) 国民の森林 <small>（もり）</small> としての管理経営	41
① 双方向の情報受発信	41
② 森林環境教育の推進	43
③ 森林の整備・保全等への国民参加	47

ア	NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	47
イ	木の文化を支える森づくり	48
ウ	分収林制度による森林づくり	51
2	国有林野の維持及び保存	54
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	55
①	森林の巡視及び境界の保全	55
②	森林病虫害の防除	57
③	鳥獣被害の防除	59
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	63
①	「保護林」の設定及び保護・管理の推進	63
②	「緑の回廊」の整備の推進	67
③	希少な野生生物の保護の推進	69
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	71
⑤	環境行政との連携	71
3	国有林野の林産物の供給	74
(1)	林産物等の供給	75
(2)	国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	81
4	国有林野の活用	84
(1)	国有林野の活用の適切な推進	85
(2)	公衆の保健のための活用の推進	87

5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全	92
6	国有林野の事業運営	96
	(1) 民間委託の推進	97
	(2) 情報システムの活用	99
	(3) 計画的かつ効率的な事業の実行	101
	(4) 安全・健康管理対策の推進	101
7	その他国有林野の管理経営	104
	(1) 人材の育成	105
	(2) 地域振興への寄与	107
	(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	111
	(4) 関係機関等との連携の推進	115
	(参考)	
	1 用語の解説	116
	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	123
	(索引)	
	図及び表の索引	125
	各森林管理局の取組事例の索引	127

平成 29 年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占め、その多くが奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に分布し、人工林^{*}や原始的な天然林^{*}等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、森林に対する国民の要請は公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、国有林野に対しても国土の保全や地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなるとともに、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や我が国の森林・林業の再生への貢献が求められています。

これらの国民からの要請に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成 25 年度から、一般会計で実施する事業に移行し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進しています。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、低コスト化につながる施業^{*}モデルの展開等による森林・林業の再生への貢献や、木材の安定供給等の取組を進めています。

(管理経営基本計画及び平成 29 年度の実施状況)

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10 年を 1 期とする計画で 5 年ごとに改定することになっています。

平成 29 年度は、平成 25 年 12 月に定めた平成 26 年 4 月から平成 36 年 3 月までを計画期間とする管理経営基本計画の 4 年目に当たり、国有林野を名実ともに「国民の森林」としていくため、①重視すべき機能に応じた公益的機能の維持増進、②地球温暖化防止や生物多様性の保全等の政策課題への率先した取組、③森林・林業再生に貢献するための林業の低コスト化につながる取組や民有林と連携した森林施業等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。なお、本報告は、単年度の実施状況をお伝えすることを目的とするものですが、平成 29 年度は、国有林野事業の一般会計化から 5 年目を迎える節目の年であるため、実績の経年変化が分かる図表をできるだけ掲載するようにしています。

* 右肩に「※」と書いてある用語については、その解説を 117～122 ページに記載。

(平成 29 年度の主な取組)

平成 29 年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 5つのタイプの機能類型の下で、長伐期施業[※]や育成複層林[※]へ導くための多様な施業等を実施するとともに、効果的な路網[※]整備にも取り組みました。(11、15、17 ページ)
- 台風や集中豪雨等による山地災害の復旧や被害調査等について、民有林関係者と連携して取り組みました。(19 ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐[※]等を推進するとともに、間伐材等の搬出・供給や治山施設等における木材利用を推進しました。(23 ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、平成 27 年 9 月に改正した保護林制度に基づく新たな「保護林」の設定や「緑の回廊」の保全・管理、森林生態系の保護・管理、モニタリング調査等に取り組みました。(27、63、67、69 ページ)
- シカ等野生鳥獣による被害防止のため、地方公共団体やNPO[※]等と連携し、効果的な捕獲技術の開発・実用化等を含め、個体群管理や生息環境整備、被害防除等に取り組みました。(59 ページ)
- 国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野において、外来種駆除や間伐等を一体的に行うため「公益的機能維持増進協定[※]」を締結し、施業を実施しました。(93 ページ)

(2) 森林・林業再生に向けた貢献

- コンテナ苗[※]を活用した「一貫作業システム[※]」等、地域の状況に応じた低コストで効率的な施業のための技術の開発・普及に取り組みました。(29、39 ページ)

- 計画的な事業発注や情報提供、研修フィールドの提供等により、林業事業体の育成や森林総合監理士（フォレストラー）^{*}等の森林技術者の人材育成に取り組みました。（33、37 ページ）
- 民有林と連携した森林施業等の推進のため「森林共同施業団地」を設定し、事業計画の策定に取り組むとともに、団地内での路網の接続等を実施しました。（35 ページ）

（3）森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 森林環境教育の推進や自主的な森林づくり活動を支援するため、「遊々の森」や「ふれあいの森」等の設定によるフィールドの提供、技術指導等に取り組みました。（43、47、48 ページ）
- 森林保全等に取り組むNPOや地域住民等と連携し、森林整備活動や再生活動等に取り組みました。（47 ページ）

（4）林産物の持続的かつ計画的な供給

- 機能類型区分に応じた適切な施業の下、木材の持続的かつ計画的な供給に努め、国有林材の需要者への直送などに取り組みました。（75 ページ）
- 国産材の安定供給体制の構築のため、民有林と連携した供給による地域の川上から川下までの連携強化や、地域の需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能の発揮を図りました。（81 ページ）

（5）効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業の民間委託や情報システムの活用等により、効率的な事業運営に努めました。（97、99 ページ）
- 収穫量の計画的な確保やコスト縮減等に取り組み、149 億円の債務返済を行いました。（101 ページ）

（6）東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- 被災した海岸防災林の再生を進めるとともに、森林における除染に関する技術開発等のための実証事業等に取り組みました。（111 ページ）

(参考) 管理経営基本計画 (平成 25 年 12 月策定) のポイント

平成 25 年度の一般会計化以降、国有林野は、「国民の森林^{もり}」として引き続き一体的に管理経営し、民有林施策との一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施することとしました。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ 5 タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 間伐の実施や、主伐後の効率的な再生林等への積極的な取組等、森林吸収量の確保による地球温暖化防止への貢献
- ・ 原生的な森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等、生物多様性保全への貢献

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林と連携した施業や、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林経営の支援に積極的に取り組むなど、我が国の森林・林業の再生への貢献
- ・ 林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国有林野をより開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献

(参考) 国有林野事業の一般会計化後 5 年間の実績

国有林野事業は平成 29 年度で一般会計化から 5 年目を迎えました。一般会計化以降、国有林野事業においては、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするために、次のような取組を実施してきました。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ 5 タイプに区分し、育成複層林の整備や針広混交林化の促進等、公益林としての管理経営を実施しました。
- ・ 森林吸収源対策としての間伐等については我が国全体の 3 割弱に相当する、単年度当たり約 12 万 ha を着実に実施しました。また、将来にわたる吸収作用を保全・確保するため、主伐後の再造林に率先して取り組み、平成 29 年度には約 8 千 ha で実施しました。
- ・ 国民の安心・安全な暮らしを確保するため、治山事業による災害からの復旧等を進めるとともに、大規模な山地災害が発生した際には、被災地域へ職員を派遣し、現地調査等の迅速な対応に取り組みました。
- ・ 近年の生物多様性保全に対する知見の蓄積等を踏まえ、分かりやすく効率的な保護・管理を推進するため、平成 27 年度から 29 年度にかけて保護林区分の再編を実施しました。
- ・ 野生鳥獣被害対策については、効率的な捕獲技術の実用化や国有林野への入林事務手続の簡素化等に取り組み、地域の関係行政機関等と連携しつつ、年度当たり約 1 万 2 千頭のシカ捕獲など積極的な個体群^{*}管理や共存に向けた森林整備を実施しました。

- ・ 公益的機能維持増進協定を平成 29 年度末までに 15 か所で締結し、隣接・介在する民有林と一体的に間伐の実施や外来種の駆除等に取り組みました。

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 地域における木材安定供給体制の構築を図るため、木材の持続的・計画的な供給に努めました。我が国の国産材供給量が増加する中で、国有林においても国産材供給量の 2 割弱に相当する木材を安定的に供給しました。
- ・ 低コストで効率的な作業システムを実施するため、路網と高性能林業機械^{*}を組み合わせた効率的な作業システムによる列状間伐を推進しました。伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」等に取り組み、平成 29 年度には、一貫作業システムによる伐採・造林を約 9 百 ha で実施し、平成 25 年度の約 5 倍となりました。
- ・ 地域における施業集約化の取組を支援するため、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷などに取り組み、事業の効率化や低コスト化に貢献しました。平成 29 年度末設定面積は、民有林と合わせて 39 万 ha と、平成 25 年度末時点の 1.6 倍になりました。
- ・ 国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）の育成を推進し、森林総合監理士を派遣することにより市町村森林整備計画の作成や計画達成に向けた技術支援等を実施しました（平成 29 年度末までに 176 名育成）。

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ ふれあいの森（131 か所）、木の文化を支える森（25 か所）、社会貢献の森（158 か所）、多様な活動の森（67 か所）、モデルプロジェクトの森（15 か所）の設定等により、森林とのふれあいや国民参加の森林^{もり}づくり等国民の要請に対応しました（箇所数は平成 29 年度末）。
- ・ 優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林である「レクリエーションの森」は、全国で 881 か所、33 万 6 千 ha となり、多くの国民、外国人観光客に利用されました（平成 30 年 4 月 1 日現在）。
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興については、津波により被害を受けた海岸防災林約 59km のうち（民有林直轄治山事業を含む）、約 4 割が事業完了、約 6 割が事業実施中となっています。また、福島県等の森林において、生活環境の安全・安心の確保と森林・林業の再生に向けて、放射性物質の分布状況の調査や除染等に取り組みました。
- ・ 国有林野事業の債務返済については、平成 29 年度末までに累計 569 億円となりました。



造林地と北アルプス（中部森林管理局）

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に
基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

ア 国有林野の機能類型区分

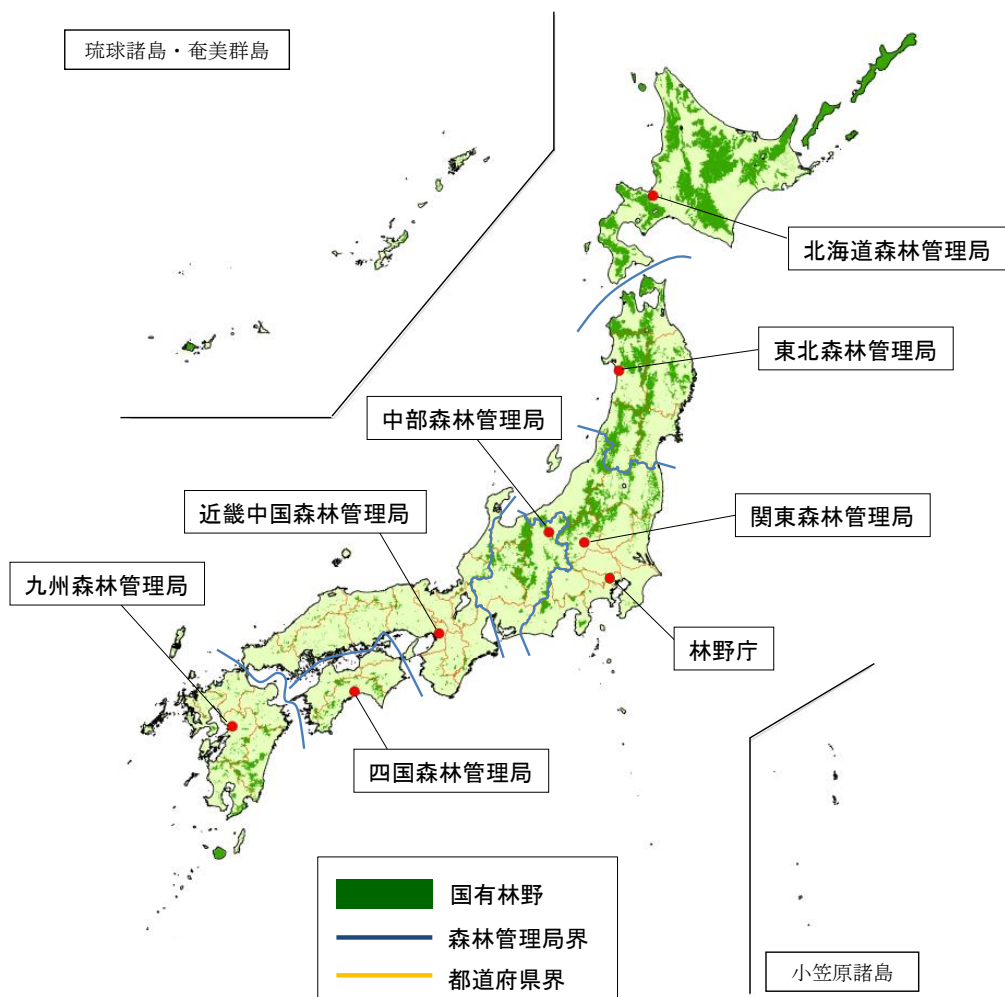
国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育等の面での期待が高まるなど、森林に対する国民の期待や要請は更に多様化しています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つのタイプに区分し、いわゆる公益林として適切かつ効率的に管理経営を行っています。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図一 1 国有林野の分布



表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万m³、国有林率%)

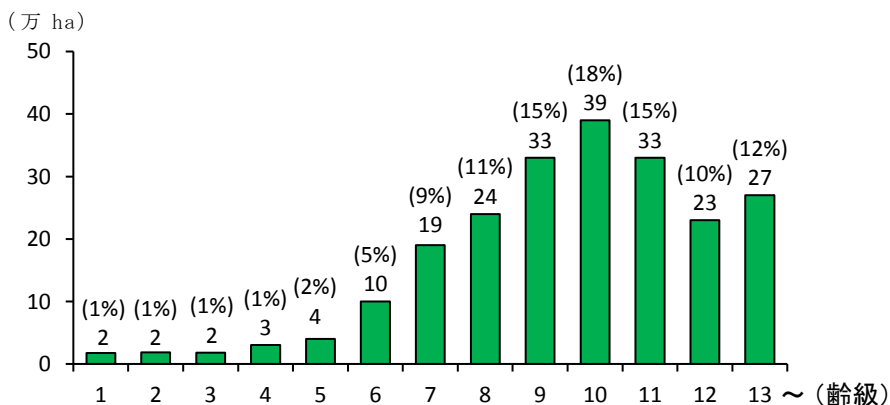
森林管理局		合計				(参考)
			人工林	天然林	その他	国有林率
面積	北海道	307	65	217	25	54.8
	東北	165	54	100	12	44.1
	関東	118	34	70	15	29.0
	中部	65	17	36	12	27.3
	近畿中国	31	13	16	2	6.6
	四国	18	12	6	1	13.8
	九州	53	27	24	3	19.2
	合計	758	221	469	69	30.3
蓄積		1,166	470	695	1	23.3

注：１ 面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の平成 30 年 4 月 1 日現在の数値である。

２ 国有林率は、平成 29 年 3 月 31 日現在の森林法第 2 条第 1 項に規定する森林に占める森林法第 2 条第 3 項に規定する国有林の割合である。

３ 計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の年齢構成



注：１ 国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の平成 30 年 4 月 1 日現在の数値である。

２ 年齢とは、森林の林齢を 5 年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を「1 年齢」、6～10 年生を「2 年齢」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 146 万 ha (19%)	山地災害防止及び土壌 保全機能の発揮を第一 とすべき森林	根や表土の保全、下層 植生の発達した森林の 維持
自然維持タイプ 169 万 ha (22%)	原生的な森林生態系や 希少な生物の生育・生 息する森林など、属地 的な生物多様性保全機 能の発揮を第一とすべ き森林	良好な自然環境を保持 する森林、希少な生物 の生育・生息に適した 森林の維持
森林空間利用タイプ 50 万 ha (7%)	保健、レクリエーショ ン、文化機能の発揮を 第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用 の形態に応じた多様な 森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の機 能の発揮を第一とすべ き森林	汚染物質の高い吸着能 力、抵抗性がある樹種 から構成される森林の 維持
水源涵養タイプ 392 万 ha (52%)	水源の涵養 ^{かん} の機能の発 揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の 長期化、広葉樹の導入 による育成複層林への 誘導等を推進し、森林 資源の有効活用にも配 慮

注：１ 面積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の平成 30 年 4 月 1 日現在の数値である。

２ 国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 9 千 ha）を含む。

３ 木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

国有林野事業では、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、5つの機能類型区分に基づき、流域の自然的特性等を踏まえつつ、森林施業等を実施しています。

山地災害防止タイプの森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐため、間伐等の施業を行いました。

自然維持タイプの森林では、特に原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息し、厳格な保護・管理が必要な森林を保護林として設定するなど、森林生態系の保全等の取組を進めました（63 ページ参照）。

森林空間利用タイプの森林では、国民に森林浴や野外スポーツ等を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」等の活用を進めました（87 ページ参照）。

快適環境形成タイプの森林では、気象害や騒音、^{ふんじん}粉塵等から地域の快適な生活環境を保全するため、植栽や間伐等の施業を行いました。

水源涵^{かん}養タイプの森林では、渇水や洪水の緩和等を目的として、長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林へ導くための施業、針広混交林^{*}化等を行いました。

事例 公益的機能の発揮に向けた針広混交林化の取組

中部森林管理局では、森林における生物多様性保全や水源涵養機能^{かん}など森林の有する公益的機能の一層の発揮を目的に、様々な樹種で構成される針広混交林等の多様な森林へ誘導する森林施業を実施しています。

具体的には、間伐等の伐採作業において、スギ人工林内に生えてきた広葉樹を保残・保育し、針広混交林への誘導を進めています。

今後も、公益的機能が高度に発揮される森林^{もり}づくりを推進することとしています。

(中部森林管理局)



場 所：富山県富山市 ^{とやまし} ^{ながとう} 長棟国有林ほか

説 明：写真は、成林した針広混交林の様子です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や景観等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道*を含む。以下同じ。）及び森林作業道*を適切に組み合わせた路網整備を進めています。基幹的な役割を果たす林道については、平成29年度末で13,297路線、総延長45,698kmとなりました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。また、橋梁等の長寿命化を図るため、施設ごとに点検・診断や補修・更新等に関する計画の策定を進めています。

低コストの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施など、民有林への普及にも取り組んでいます。

さらに、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林と民有林が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 民国連携した効率的な路網整備とその普及

下越森林管理署村上支署では、地域における森林の多面的機能の高度發揮と資源の循環利用を図るため、新潟県村上市笹平地区の私有林と森林整備推進協定を締結し、私有林と国有林が連携した効率的な路網整備や間伐等の森林施業の実施に取り組んでいます。

本協定は平成 27 年度から始まり、平成 29 年度は、林業専用道を 0.3km（国有林）、森林作業道を 1.7km（うち国有林は 1.3km）開設し、間伐等の森林整備を 12ha（うち国有林は 8 ha）実施しました。また、林業専用道の施工箇所において、国有林職員や県職員、林業事業体を対象とした現地検討会を開催し、技術の研鑽を図りました。

今後も、協定対象区域の拡大について検討するなど、私有林との連携を推進していくこととしています。

（関東森林管理局 下越森林管理署村上支署）



場所：新潟県村上市笹平 谷へ国有林

説明：写真は、開設した林業専用道の様子（左）、森林作業道での木寄せの様子（右）、現地検討会の様子（下）です。

③ 治山事業の実施

国有林野は、奥地脊梁^{せきりょう}山地や水源地域に広く分布し、国土保全や水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在しています。我が国では、水源の涵養^{かん}、山地災害の防止等のため必要な森林を保安林^{*}に指定しており、国有林野の91%に当たる685万haが保安林に指定されています。

林野庁では、安全で安心できる暮らしを確保するため、治山事業による荒廃地の整備、東日本大震災や大規模災害からの復旧、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内の荒廃地の復旧整備等を行う「国有林直轄治山事業」を実施しています。また、民有林野内の大規模な山腹崩壊等で復旧工事に高度な技術が必要な箇所についても、都道府県からの要請を受け、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行うとともに、災害発生時には必要に応じて速やかに森林管理局等の職員を都道府県等に派遣し、民有林野の被害調査を行うなど、早期復旧に向けた支援を行っています。

また、国有林・民有林間の事業調整及び情報共有等を図りつつ、国有林野と民有林野が近接する地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成するなど、双方が連携して効果的・効率的に治山事業の実施に取り組んでいます。

さらに、治山施設の長寿命化を図るため、点検・診断や補修・更新等に関する計画の策定を進めています。

表－３ 保安林の現況

(単位：万 ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	920	565 (61)
土砂流出防備	260	107 (41)
土砂崩壊防備	6	2 (32)
その他の保安林	109	47 (43)
合計 [延面積]	1,295	721 (56)
[実面積]	1,220	685 (56)

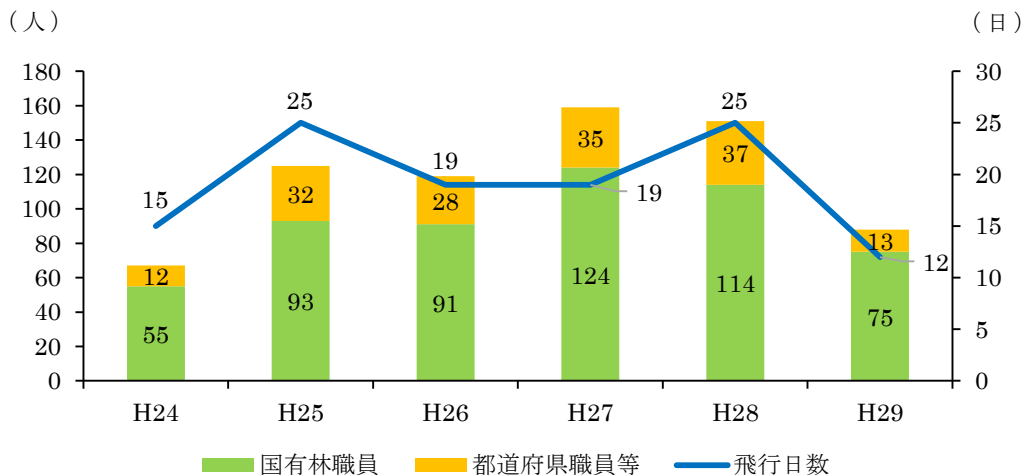
注：1 平成29年度末現在の数値である。

2 国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3 () 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%) である。

4 「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

図－３ 災害発生時のヘリコプターによる被害状況調査実績



注：調査飛行を実施する際、都道府県等にも打診し、要望があれば民有林の被害状況も把握するため、都道府県職員等も搭乗し、連携して被害状況調査を実施している。

事例 だいせん 大山治山事業 100 周年記念事業の開催

鳥取森林管理署管内に位置する大山（1,729m）は、年間 120 万人もの登山者や観光客が訪れるレクリエーションの場になっている一方、土砂の下流への流出が激しく、古くから繰り返し災害をもたらしてきました。近畿中国森林管理局では、大正 6 年に治山事業に着手し、以来 100 年、継続して山地災害の防止に努めています。

同森林管理局では、平成 29 年度に大山治山事業の 100 周年を記念し、地域の防災力の向上に資することを目的とした、大山の自然と治山に関する「フォトコンテスト」と「パネル展」を開催しました。フォトコンテストへの応募作品は、森林管理局が行う山地災害の防止等に関する広報活動に活用していく予定です。

今後も引き続き、山地災害の防止や地域の安全・安心の確保に努めることとしています。

（近畿中国森林管理局）



17 年後



場所：鳥取県西伯郡大山町 さいはくぐんだいせんちょう 大山国有林 だいせん

説明：写真は、フォトコンテストの最優秀賞作品「紅葉日和」撮影者：吉田源市（左上）と昭和初期の治山工事の様子（右上）、大の沢山腹工等 おおさわ 完了直後（左下）と 17 年後の植生回復状況（右下）です。

事例 九州北部豪雨における早期復旧に向けた取組

九州森林管理局では、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨により、甚大な被害を受けた福岡県朝倉市^{あさくら}において、地域の安心・安全を確保するため、被災した森林の早期復旧に取り組んでいます。

災害発生後には専門家、福岡県と合同でヘリコプターによる被害状況把握を行い、福岡県朝倉市の民有林に「山地災害対策緊急展開チーム」を派遣し、民有林において直轄治山災害関連緊急事業として 21 か所で工事に着手しました。また、平成 30 年度より実施する民有林直轄治山事業について、実施箇所を関係機関と調整するとともに、地元住民への説明等を行いました。

引き続き福岡県及び朝倉市と緊密に連携しつつ、事業を確実に実施していくこととしています。

(九州森林管理局)



場 所：福岡県朝倉市^{あさくら}

説 明：写真は、空から撮影した被災状況（左）と応急対策工（右）の様子、現地での職員の対応の様子（下）です。

④ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に向けた「気候変動に関する国際連合枠組条約」の下、我が国では平成 32 年度における自主的温室効果ガス削減目標を、平成 17 年度総排出量比 3.8%減以上と設定しています。この削減目標のうち 2.7%以上の森林吸収量を着実に確保するため、平成 25 年度から 32 年度までの間に、年平均 52 万 ha の間伐等の実施を目標として積極的な森林整備に取り組むこととしています。

国有林野事業においても、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用を保全・確保するため、人工林資源の成熟に伴う主伐とその後の適正な再造林に率先して取り組むこととしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理（19 ページ参照）等を行っており、平成 29 年度には、国有林野事業で約 10.6 万 ha の間伐を実施しました。

間伐材等の有効利用は、森林整備の推進や炭素の貯蔵にも貢献することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事における間伐材の利用等にも取り組んでいます。

また、森林吸収源対策に対して国民の理解と協力がいただけるよう、NPOや企業等による森林づくり（47 ページ、51 ページ参照）や、双方向の情報受発信（41 ページ参照）、森林環境教育（43 ページ参照）等を進めています。

表－４ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		平成 29 年度	(参考)平成 28 年度
更新※ (ha)	人工造林※	8,143	5,944
	天然更新※	2,230	3,253
保育※ (ha)	下刈※	48,699	50,227
	つる切※、除伐※	11,961	17,200
間伐(万 ha)		10.6	12.1

注：1 分収造林（51 ページ参照）における実績を含む。

2 間伐（万 ha）は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－５ 炭素の貯蔵に資する木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区 分	平成 29 年度	(参考)平成 28 年度
林道事業	5,514	4,555
治山事業	48,671	65,076
計	54,185	69,631

参考：平成 29 年度に使用した木材・木製品には、約 8.5 千トンの炭素（約 31.2 千トンの二酸化炭素：すべてスギを使用したと仮定）が蓄えられています。

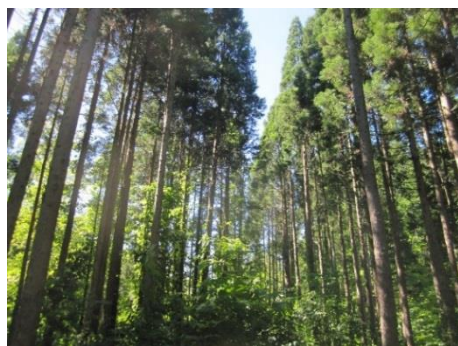
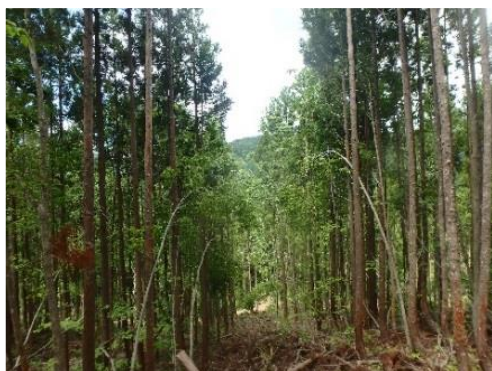
事例 地球温暖化防止に向けた健全な森林整備の推進

各森林管理局では、森林吸収量の着実な確保のため、効率的な間伐等の森林整備を推進しています。

北海道森林管理局では、低コストで効率的な列状間伐の普及に向けた取組を実施しています。檜山森林管理署^{ひやま}では、民有林関係者への列状間伐普及を目的として、国有林の列状間伐実施箇所において、北海道等と連携して現地検討会を開催し、列状間伐の効率性や安全性、その間伐効果等について理解を深めました。

今後は、民有林での更なる普及に向けて取組を進めることとしています。

(北海道森林管理局 檜山森林管理署)



場所：北海道かみいそぐんしりうちちよう上磯郡知内町 チリチリ国有林

説明：写真は、列状間伐実施直後（左上）と4年後（右下）の林内の様子です。

事例 治山事業における木材利用の推進

各森林管理局では、地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成等に資するため、治山事業や林道事業等における木材利用を推進しています。

北海道森林管理局では、公共土木工事における間伐材等の木材利用の推進に取り組んでいます。十勝西部森林管理署では、多雪地帯で工期の確保が難しい治山工事現場において、木材を井の字の形（井桁）に組み合わせた校倉式あぜくらしきの治山ダムを施工（19m³の木材を使用）し、短い工期で復旧対策を着実に進めました。

引き続き、治山事業等における木材利用を推進していくこととしています。

（北海道森林管理局 十勝西部森林管理署）



場所：北海道ひろおぐんひろおちょう 広尾町 ひろお 広尾国有林

説明：写真は、間伐材を使用した校倉式の治山ダムの全景（左上）と施工中の様子（右下）です。

⑤ 生物多様性の保全

国有林野は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域を中心に全国各地に所在し、多様な植生を有するなど、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様性の保全を図る上で極めて重要な位置を占めています。

このため、原始的な森林生態系等を有する国有林野について、「保護林」や「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」に設定（63 ページ、67 ページ参照）し、モニタリングとその結果を踏まえた保護・管理を行うとともに、必要に応じて柔軟な区域等の見直しを行っています。また、溪流等と一体となった森林の連続性の確保による森林生態系ネットワークの形成に努め、これらを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に積極的に取り組んでいます。

さらに、地域やNPO、ボランティアの方々等と連携し、希少種の保護や植生の復元、シカ被害対策等に取り組んでいます（59 ページ、69 ページ参照）。

森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センターでは、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域の方々等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施し、そのデータに基づいた植生復元活動等を実施しています。また、それぞれの地域や森林の特色を活用した生物多様性の保全にも効果的な森林管理をモデル的に行うため、地域の方々等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行うモデルプロジェクトに取り組んでいます。

事例 溪流等と一体となった森林における生物多様性保全の取組

国有林野事業では、公益的機能の発揮上重要な役割を担っている溪流等と一体となった森林について、生物多様性の保全をより推進するため、平成 25 年から各森林管理局において「溪畔保全プロジェクト林」を 36 か所、160km 設定してきました。

平成 29 年度は、これらプロジェクト林における植生等の状況を調査し、「溪畔保全プロジェクト林における調査事業報告書」として取りまとめました。同報告書では、溪畔林整備を行う上での留意事項として、溪畔林の管理範囲、地域別の主な溪畔林構成樹種、森林整備の方法等について整理するとともに、種子散布や流木等を捕捉する防災上の効果に関する事例についても紹介しています。

今後、溪流等と一体となった森林の施業等に当たっては、本報告書で整理された取組・知見等も活用しながら、保護樹帯を設定し、周辺環境の状況等に応じた取扱いをしていくこととしています。

(林野庁ほか)

平成29年度 溪畔保全プロジェクト林における調査事業報告書（概要）

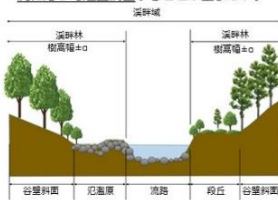
「溪畔保全プロジェクト林」における植生・攪乱等の状況を調査し、今後における溪流等と一体となった森林の施業に当たった知見等について整理。

森林整備の方法

	溪畔林の現状	誘導方法
人工林	林分内に高木性広葉樹の稚樹が存在しない場合	間伐により光環境等を改善し、高木性広葉樹の稚樹(種子)の導入を促す。
	林分内に高木性広葉樹の稚樹が生育している場合	間伐により高木性広葉樹の稚樹の成長・定着を促す。
針広混交林		択伐等により高木性広葉樹の稚樹の導入・成長及び播種を構成する高木性広葉樹の成長を促し、広葉樹林に誘導する。
広葉樹林		溪畔域の重要な種子供給源となり得ることから、現状(自然な状態)を維持。
	注) いずれの誘導方法においても、周辺の母樹の有無や更新阻害要因(シカ・ササ等)の影響を考慮する必要がある。	

管理範囲

対象とする溪畔林の管理範囲は、地形の状況に応じて適宜調整することが望ましい。



種子散布の事例



洪水攪乱の及ぶ立地特性により、上流域に生育するその地域に本来成立すべき溪畔林構成樹種等から種子が供給（上流から一緒に土砂も供給）された事例

流木等の捕捉事例



大規模な洪水攪乱により、上流部から流れてきた様々な太さ、長さの針葉樹や広葉樹、巨椋等が、残存している大径木のサワグルミに捕捉されている状況が確認された事例

事例の場所：東北森林管理局 大又沢溪畔保全プロジェクト林

説明：図は「溪畔保全プロジェクト林における調査事業報告書」の概要です。写真は溪畔保全プロジェクト林の林内の様子です。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、民有林関係者等と川上から川下までの一体的な連携を図りつつ、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林経営への支援等に積極的に取り組んでいます。

① 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

国有林野事業では、事業発注を通じた施策の推進や、全国での多数の事業実績の統一的な分析等が可能であることから、その特性を活用し、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムによる間伐や、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」、複数年契約による事業発注等、効率的な作業システムの実証を推進しています。

また、これらの取組について、各地での事業展開を図りつつ、現地検討会等を開催し、地域の林業関係者との情報交換等を行うなど、民有林における普及・定着に努めています。